

【1. 特別養護老人ホームについて】

- 特別養護老人ホームは、65歳以上の要介護高齢者のための生活施設であり、入所者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供します。
- 1963年（昭和38年）の老人福祉法制定時に創設され、その後、2000年（平成12年）に介護保険法が制定された際、「介護老人福祉施設」として介護保険制度に組み込まれました。

① 中重度の要介護者等の「終の棲家」としての役割

- ・ 在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点を置いているため平均要介護度が高くなっています。
- ・ 低所得の方であっても、負担軽減制度がありますので安心してご利用になることができます。

② 地域福祉サービスの拠点としての役割

- ・ 地域包括ケアシステムの一員として、積極的に地域貢献をする役割を果たします。
- ・ 今後建設予定のサービス付き高齢者向け住宅と地域交流拠点施設とともに、地域包括ケアシステムを推進します。

【2. 地域包括ケアシステム（高齢者対応）】

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための制度

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性にに基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。

地域包括ケアシステムの姿



出典：厚生労働省
平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書より

飯倉駅前が始まった生涯活躍のまちづくり

【高齢者福祉ゾーン】(2019年4月開設)
7月発行の第2号では子育てゾーンを紹介しました。第3号では、計画している4つのゾーン(①子育てゾーン ②居住ゾーン ③高齢者福祉ゾーン ④多世代交流ゾーン)の中で二番目に開設した「高齢者福祉ゾーン」を紹介いたします。高齢者福祉ゾーンの核となる施設は**特別養護老人ホーム(通称、特養)「シオン」**です。

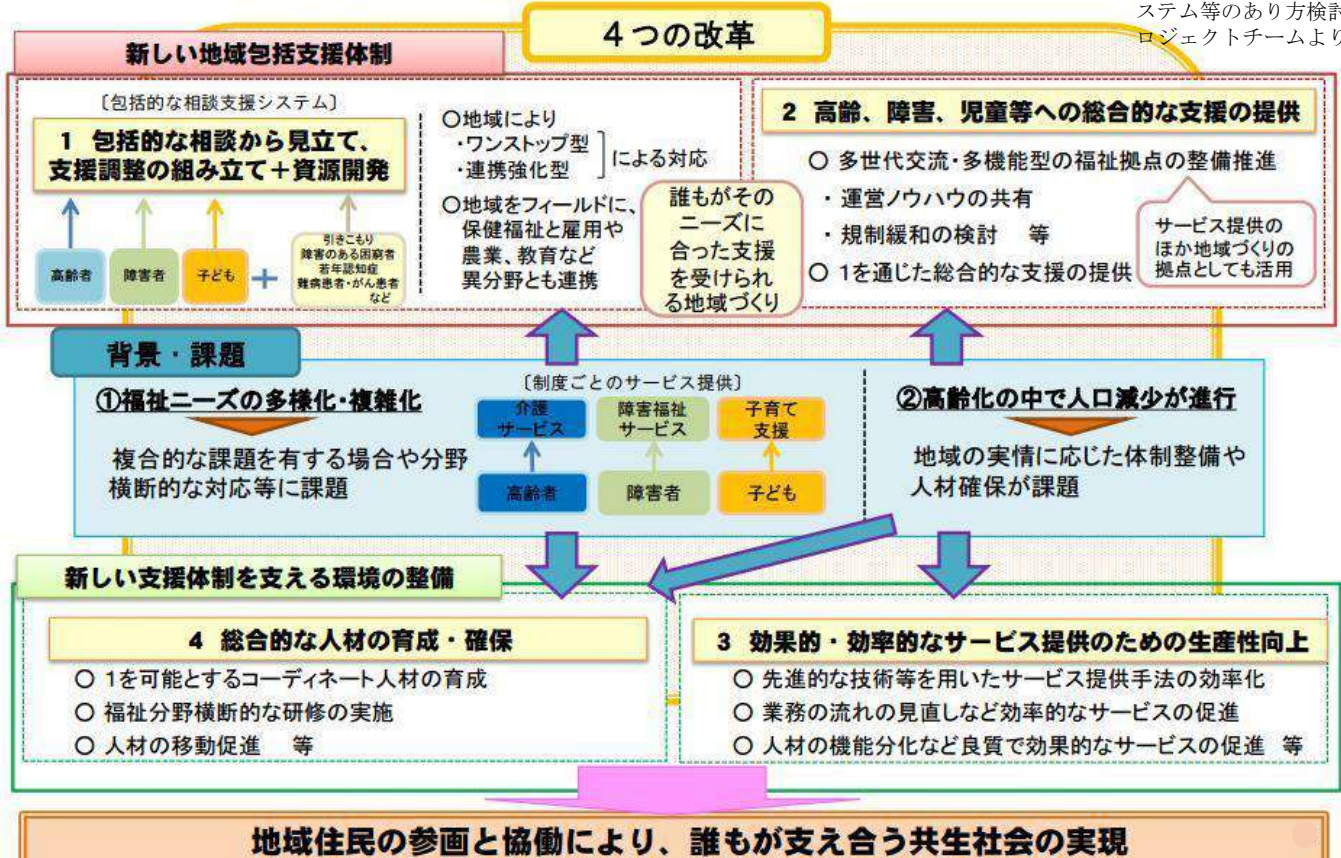
九十九里ホームは地域包括ケアに全力で取り組んでいきます。

【3. 地域共生社会の実現に向かう、地域包括ケアシステムの発展・拡大】

- 厚労省は2015年9月、新たな福祉サービスの実現に向けて、すべての人が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援を受けられる地域づくりを進める「**全世代・全対象型地域包括支援体制**」の構築を打ち出しました。高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった福祉分野の垣根を越えて地域包括ケアの考え方を拡大しました。分野（制度）を横断し連携する体制づくりが必要です。

～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～

出典：厚生労働省
新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームより



特別養護老人ホーム「シオン」は、楽しく、笑顔でその人らしい生活ができる施設であることを目指します。そして、地域共生社会の実現に貢献します。

流しそうめん 美味しい！

貼り絵アートに挑戦！



九十九里ホームは、匝瑳市から地域再生推進法人に指定されました。あらゆる人々を地域・多世代交流・協働で支えるまちづくりをめざします。市民の皆様のご支援をよろしくお願いいたします。お気軽にご意見をお寄せください。

お問い合わせ先 ☎ 0479(72)1400(代表) E-mail: sw99home.machidukuri@axel.ocn.ne.jp

社会福祉法人 九十九里ホーム 法人本部/飯倉駅前 匝瑳市版生涯活躍のまちづくり事務局/庄村まで。